

## 11 障害者の地域生活への移行等について

### (1) グループホームの整備の促進について

障害者の地域生活への移行を促進するためには、地域における住まいの場であるグループホームを確保することが重要である。

グループホームの利用者数については、平成27年10月時点で、介護サービス包括型では8.4万人、外部サービス利用型では1.6万人、計10.0万人となっており、障害者自立支援法施行前の平成17年度の3.4万人から着実に増加している。

第4期障害福祉計画（平成27～29年）では、平成29年度末までに全国で12.2万人がグループホームを利用することが見込まれており、引き続き、整備を進めていくことが求められている。

特に都市部における整備促進の観点から平成26年度より、都市部など土地の取得が困難な地域等において、各都道府県等の判断で地域の居住支援体制を柔軟に整備できるよう、一定の条件を満たすものとして都道府県知事等が認めた場合には、1つの新築の建物の中に合計定員20名までの範囲内で複数の共同生活住居の設置を認めることとしているので必要に応じ活用されたい。

また、第4期障害福祉計画では、これまでと同様、施設入所者数の削減を目標としていくこととしており、都道府県等におかれては、引き続き、グループホームの整備を促進し、施設入所者の地域生活への移行に努められたい。

### (2) グループホームの体験利用等について【関連資料1】

入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者の地域生活への移行を円滑に進めるためには、それらの者が移行後に利用するサービス内容に納得感を持ちつつ、地域での生活に徐々に慣れていくプロセスが重要である。このため、入所又は入院中の段階から宿泊やサービス利用等を通じた地域生活の体験ができるよう、平成21年4月の報酬改定において、グループホームの体験入居の仕組みを創設している。

#### ①利用実績の推移等

グループホームの体験入居の利用状況は、下表のとおり増加傾向が認められるものの、地域生活への移行を更に進める観点から、より一層の積極的な活用が求められる。

また、このグループホームの体験入居については、入所又は入院している障害者が地域生活に移行する場合だけでなく、家族と同居して自宅で生活している障害者が利用することも可能であるので、今後とも都道府県等におかれては、本制度の周知などその利用の促進に努められたい。

### (参考) 体験入居の利用者数実績の推移

	平成 24 年 10 月	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月	平成 27 年 10 月
包括型 GH(旧 CH)	762 人	905 人	1,116 人	1,155 人
外部型 GH(旧 GH)	225 人	285 人	138 人	127 人
合計	987 人	1,190 人	1,254 人	1,282 人

### ②地域移行支援の体験利用、体験宿泊の活用

平成 24 年 4 月から個別給付として実施している地域移行支援において、入所施設や精神科病院等に入所又は入院している障害者を対象に、日中活動サービスや一人暮らしに向けた宿泊等の地域生活の体験利用について報酬上評価しているところである。

また、平成 27 年度の報酬改定において、体験利用の提供開始日に関わらず 1 回の給付決定につき 15 日以内で利用可能とする見直しを行ったので(従前では利用期間が体験利用の提供開始日から 90 日以内に限られていた)、都道府県等におかれては、地域移行支援を利用する障害者の意向等も勘案しつつ、こうした体験利用の制度の積極的な活用を図り、地域生活への移行に取り組まれない。

### (参考) 地域移行支援の体験利用、体験宿泊の利用者数実績の推移

	平成 25 年 10 月	平成 26 年 10 月	平成 27 年 10 月
障害福祉サービスの体験利用	55 人	40 人	50 人
体験宿泊	25 人	31 人	29 人
体験宿泊(夜間支援を行う場合)	31 人	33 人	17 人
合計	111 人	104 人	96 人

### (3) グループホームの防火安全対策について

#### ①消防法施行令等の改正【関連資料 2】

グループホームの防火安全対策については、平成 25 年 2 月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム及び新潟県新潟市のグループホームにおける火災を受け、平成 25 年度、総務省消防庁において「障害者施設等火災対策検討部会」が 4 回開催され、平成 26 年 3 月に報告書がとりまとめられた。

これを踏まえ、消防法施行令等が改正され、グループホーム等における消防用設備の設置基準の見直しが行われた。見直しの概要は以下のア～エのとおりであるが、見直し後の基準は、既存施設については平成 30 年 4 月から、新規施設については平成 27 年 4 月から適用されるため、都道府県等におかれては、これらの内容をご了知の上、管内の消防署等と連携を図りつつ、管内市町村、関係事業所等に対して必要な周知徹底をし、グループホーム等の防火安全体制の推進に万全を期されるようにご協力をお願いする。

特にスプリンクラー設備については、今回の見直しにより小規模なグループホーム等においてもスプリンクラー設備の設置が必要となるケースが生じるが、設置場所や建物構造等によっては当該設備の設置が困難な場合も想定される。そのため、消防庁では、スプリンクラー設備に代えて、小規模なグループホーム等にも対応可能なパッケージ型自動消火設備を整備可能とするよう開発・検討を進め、今般、平成28年1月29日に小規模なグループホーム等に対応した新たなパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準等を規定した告示改正（「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件」（平成28年1月29日消防庁告示第2号））が公布、当日施行されたところである。都道府県等におかれては、今後こうした設備の活用について管内事業者等に周知されたい。

また、スプリンクラー設備など消防用設備の設置義務のあるグループホームなどの障害者施設等のもとより、構造等により設置義務のない場合であっても、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用すること等によりその設置促進に努め、設置義務の有無にかかわらず防火安全対策に万全を期すよう努められたい。なお、消防用設備の設置（上記パッケージ型自動消火設備を含む。）については社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象としているので、積極的に活用されたい。加えて、消防用設備を賃貸物件に設置する場合についても、助成対象としていることを申し添える。

#### ア スプリンクラー設備の設置義務について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）の施行により、消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考1」参照。以下「（6）項口に該当する障害者施設等」という。）については、従来の面積要件（延べ面積275㎡以上）が撤廃され、原則として、スプリンクラー設備の設置が義務付けられることになる（このスプリンクラー設備の設置義務の免除要件に該当する場合を除く。）。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、スプリンクラー設備の設置義務の免除要件を踏まえた上で、スプリンクラー設備の設置が新たに義務付けられる施設に対しては、改正令の施行時期にかかわらず、早期の設置促進に努められたい。

#### （参考1）消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる施設

- ・ 障害児入所施設
- ・ 障害者支援施設（※1）
- ・ 短期入所を行う施設（※1）

・共同生活援助を行う施設（※1）

※1 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設（※2）に限る。

※2 障害支援区分4以上の者が概ね8割を超える施設

## イ スプリンクラー設備の設置義務の免除について

（6）項口に該当する障害者施設等であっても、「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの」又は「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のもの」であって、延べ面積275㎡未満のものについては、スプリンクラー設備の設置義務が免除されることになる。

このうち「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの」の内容については、総務省消防庁から通知されている「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について（通知）」（平成26年3月28日消防予第118号消防庁予防課長通知。以下「第118号通知」という。）等において、障害支援区分が4以上の者であって一定の認定調査項目に該当する者の数が利用者の概ね8割を超えるものと示されているので、留意されたい。

なお、サテライト型住居については、第118号通知にあるように、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、（5）項口（寄宿舎、下宿又は共同住宅）として取り扱われるものと考えられるが、具体的な個々の事例において疑義が生じた場合には、管内の消防署と協力、連携の上適切に対応されたい。

## ウ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号。以下「改正省令」という。）の施行により、（6）項口に該当する障害者施設等に設ける消防機関へ通報する火災報知設備については、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するようにすることが義務付けられることになる。

障害者施設等の従業員は、自動火災報知設備や消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められる（「参考2」参照）ため、各自治体においては、消防部局からの障害者施設等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

（参考2）第118号通知においては、施設側において次により非火災報対策を行うことが求められている。

- ・ 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておく必要が

あること。

- ・ 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ・ 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等进行操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ・ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

## エ 自動火災報知設備の設置義務について

改正令の施行により、消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる障害者グループホームなど障害者施設等（「参考3」参照）のうち、利用者を入居又は宿泊させるものについては、従来の面積基準（延べ面積300㎡以上）が撤廃され、全ての施設に自動火災報知設備の設置が義務付けられることになる。

各自治体においては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、現在未設置の施設に対して、改正令の施行時期にかかわらず、自動火災報知設備の早期の設置促進に努められたい。

### （参考3）消防法施行令別表第1(6)項ハに掲げる施設

- ・ 身体障害者福祉センター
  - ・ 障害者支援施設（※）
  - ・ 地域活動支援センター
  - ・ 福祉ホーム
  - ・ 生活介護を行う施設
  - ・ 短期入所を行う施設（※）
  - ・ 自立訓練を行う施設
  - ・ 就労移行支援を行う施設
  - ・ 就労継続支援を行う施設
  - ・ 共同生活援助を行う施設（※）
- ※ 避難が困難な障害者等を主として入所させる施設を除く。

## ②建築基準法施行令等の改正【関連資料3】

グループホームは、建築基準法上、寄宿舎の用途区分に該当する 경우가多いが、国土交通省において、平成26年7月に建築基準法施行令が改正され、同年8月に必要な告示が公布及び施行されたことに伴い、防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とすること等が求められている一定の建築物（寄宿舎を

む)について、自動スプリンクラー設備等設置部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分の間仕切壁は準耐火構造とすること等を要しないこととされた。このように、一定の区画ごとにスプリンクラーを設置した場合や小規模で避難が極めて容易な構造の場合には、防火対策の規制の合理化が図られていることから、グループホームを整備するに当たって、必要に応じて建築部局とも連携を図りつつ整備を進められたい。

**(4) グループホームのサテライト型住居の利用状況について【関連資料4】**

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態としてサテライト型住居の仕組みを平成26年度に創設したところである。制度創設後1年が経過したことから、その利用実態等を把握すべく本年度利用状況に関する調査を実施したところであり、その調査結果は関連資料4のとおりである。

グループホームを利用している者のうち一人暮らし等を希望する者が安心してグループホームを退居し、新たな地域生活に移行できるよう、引き続き、サテライト型住居の活用について管内事業所等への助言・指導をお願いする。

**(5) 宿泊型自立訓練の利用状況について【関連資料5】**

宿泊型自立訓練は、知的障害者や精神障害者が宿泊型自立訓練事業所に入所し、生活能力の維持、向上等のために必要な訓練等を受けるものであり、精神障害者等の地域生活を支える制度として重要な役割を担っているところである。今年度、利用者が宿泊型自立訓練事業所に入所する前と退所した後の生活の場等の実態を把握するため調査を実施したところであり、その調査結果は関連資料5のとおりである。

宿泊型自立訓練を利用する精神障害者にとって、精神科病院から退院してすぐに単身生活等を送ることが困難な場合、まずは一定期間宿泊型自立訓練事業所に入所し、生活を送りながら必要な訓練を受け、訓練終了後には単身生活等の地域生活に移行するといった中間的な居住の場という側面がある。このため、例えば、入院の必要性がないにもかかわらず、宿泊型自立訓練事業所を退所後不要に精神科病院に戻るといったことがないよう、必要に応じて家族や市町村、相談支援事業所などの関係機関を含めた会議を開催するなど、利用終了後は適切に地域生活への移行につながるよう、管内事業所への助言・指導に努められたい。

**(6) 障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について**

障害者が入所施設等ではなく地域の中で生活を送れるよう、住まいの場を確保することが重要である。

このため、厚生労働省と国土交通省が協力し、両省における住まいの場の

確保策をまとめた「障害者の住まいの場の確保のための福祉部局と住宅部局の連携について」（平成21年11月12日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、国都交通省住宅局住宅総合整備課長連名通知）を發出し、福祉部局と住宅部局の連携による障害者の住まいの場の確保の取組をお願いしている。

障害者の住まいの場の確保のためには、公営住宅のグループホームとしての活用や公的賃貸住宅、民間賃貸住宅への入居促進等が重要であるため、各種会議・研修等を通じて、当該通知の周知に努めるなど、引き続き、福祉部局と住宅部局の連携による取組の強化をお願いする。

また、高齢者、障害者、子育て世帯等のように、居住や福祉に関する支援ニーズの高い方々に対する居住支援の強化を図ることを目的として、①厚生労働省及び国土交通省における居住・福祉に関する施策や、②住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第10条第1項に規定する各地の「居住支援協議会」で行っている先進的な取組に関する情報提供の場として、平成24年度から地方公共団体の実務者を対象とした連絡会議を国で開催しているところであり、平成28年度の開催は現時点では未定であるが、開催される場合には住宅部局の担当職員とともに積極的な参加をお願いする。

#### （7）矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援策について

矯正施設等を退所した障害者については、福祉的支援が必要であるにもかかわらず必要とする福祉サービス等を受けていない者が少なくない状況が明らかになっている。

このため、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を支援するため、平成21年度から地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホームなど福祉施設等への受け入れ調整等を行っている。

また、平成24年6月に成立した障害者総合支援法では、地域移行支援の対象に新たに「その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるもの」が追加され、平成26年4月から、保護施設や矯正施設、更生保護施設に入所等している障害者を支援対象に加えた。また、面談、支援計画の作成、住居の確保など障害者支援施設やグループホーム等で矯正施設等を退所した障害者を受け入れ、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、加算（地域生活移行個別支援特別加算）として評価しているところである。

当該加算については下表のとおり算定対象者数の着実な増加が認められるところであるが、算定実績の全くない自治体があるなど地域によってその取組状況に温度差が認められるところであり、都道府県等におかれては、矯正施設等に入所等している障害者が退所等に伴い円滑に地域生活に移行できるよう支援するため、障害者の意向等を勘案しながらこうした支援の活用が図られるよう取り組まれない。

### (参考) 地域生活移行個別支援特別加算の対象者数実績の推移

	平成25年10月	平成26年10月	平成27年10月
包括型GH	110人	256人	286人
外部型GH	134人	68人	80人
障害者支援施設	42人	46人	51人
宿泊型自立訓練	41人	33人	53人
合計	327人	403人	470人

※障害者支援施設については、個人加算の算定利用者数を計上

なお、罪を犯した障害者が矯正施設等を退所した後に地域で生活できるようにするためには、多様な福祉サービス等を確保するとともに、地域や福祉施設等での理解を深めることが重要であり、障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修の実施等に必要な費用について、平成25年度から地域生活支援事業のメニュー（「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」）として支援を行っているところである。都道府県等におかれては、保護観察所や地域生活定着支援センターなど関係機関と緊密に連携の上、矯正施設等を退所する者の支援に取り組まれない。

### (参考) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業の概要

#### ア 事業の目的

障害福祉サービス事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修等を実施することにより、矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行・定着を推進することを目的とする。

#### イ 事業の内容

##### (ア) 研修事業

障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の従事者等に対して、罪を犯した障害者等の特性や効果的な支援方法など専門性の強化を図るための研修を実施

##### (イ) 普及啓発事業

地域住民をはじめとする関係機関等に対して罪を犯した障害者等に関するシンポジウムの開催やパンフレットの作成等により広報その他の啓発活動を実施



(ウ) 受入促進事業

障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援

【取組の例示】

- ・ 受け入れ前の求人その他の体制確保
- ・ 従事者研修の開催 等

※ 事業の一部又は全部を団体等に委託することが可能

(8) 地域相談支援の着実な実施等について【関連資料6】

① 地域相談支援の提供体制の整備について

平成24年4月1日から創設された地域移行支援、地域定着支援については、各自治体が定める第4期障害福祉計画において、平成29年度にそれぞれ1か月平均で、地域移行支援は4,368人、地域定着支援は6,648人の利用が見込まれているところである。

しかしながら、現時点の利用実績については、直近の平成27年10月で、地域移行支援が475人、地域定着支援が2,232人と低調となっており、都道府県別にみてもその状況に差異がある。また、障害種別ごとにみると特に地域移行支援はその利用者の8割以上が精神障害者となっており、知的障害者及び身体障害者の利用は進んでいない状況である。

また、障害福祉計画に位置付けることとなる障害者の地域生活を支援する機能を持った地域生活支援拠点等の果たすべき機能として、常時の連絡体制の確保や緊急時支援を行う地域定着支援は重要なものと位置付けられる。

このため、特にこれらの利用が進んでいない自治体におかれては、障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行及び地域移行後の地域生活への定着を着実に進めるため、障害者総合支援法に規定する協議会を積極的に活用し、地域相談支援の提供体制の確保に取り組むよう、よろしく願います。

なお、地域定着支援の給付決定に際して、地域移行支援を利用していない障害者や家族と同居している障害者を一律に給付対象外として運用している自治体が見受けられるが、いずれのケースも地域定着支援の給付対象となり得ること、また、地域定着支援は必ず1年間しか利用できないと認識している自治体もあるが、緊急時等の支援体制が必要と見込まれる場合には更新が可能（更なる更新も可能）であることから、各自治体においては、本人の意向や心身の状況、同居家族の状況等を十分に勘案の上、必要な方には支援が行き届くよう適切な運用に努められたい。

## ②精神障害者の退院支援体制の整備等について

平成 25 年 6 月に成立した精神保健福祉法の一部改正法により、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する観点から、精神科病院の管理者に対する相談支援事業者等の紹介努力義務規定が設けられ、平成 26 年 4 月から施行されているところである。

これを受け、相談支援事業者等（地域援助事業者）において、通常必要となる職員に加えて退院支援に関する業務等を行うための職員の配置に必要な費用等について、地域生活支援事業費補助金のメニュー（「相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保」）として支援を行っているので、積極的に活用されたい。

### （参考）相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保の概要

#### ア 目的

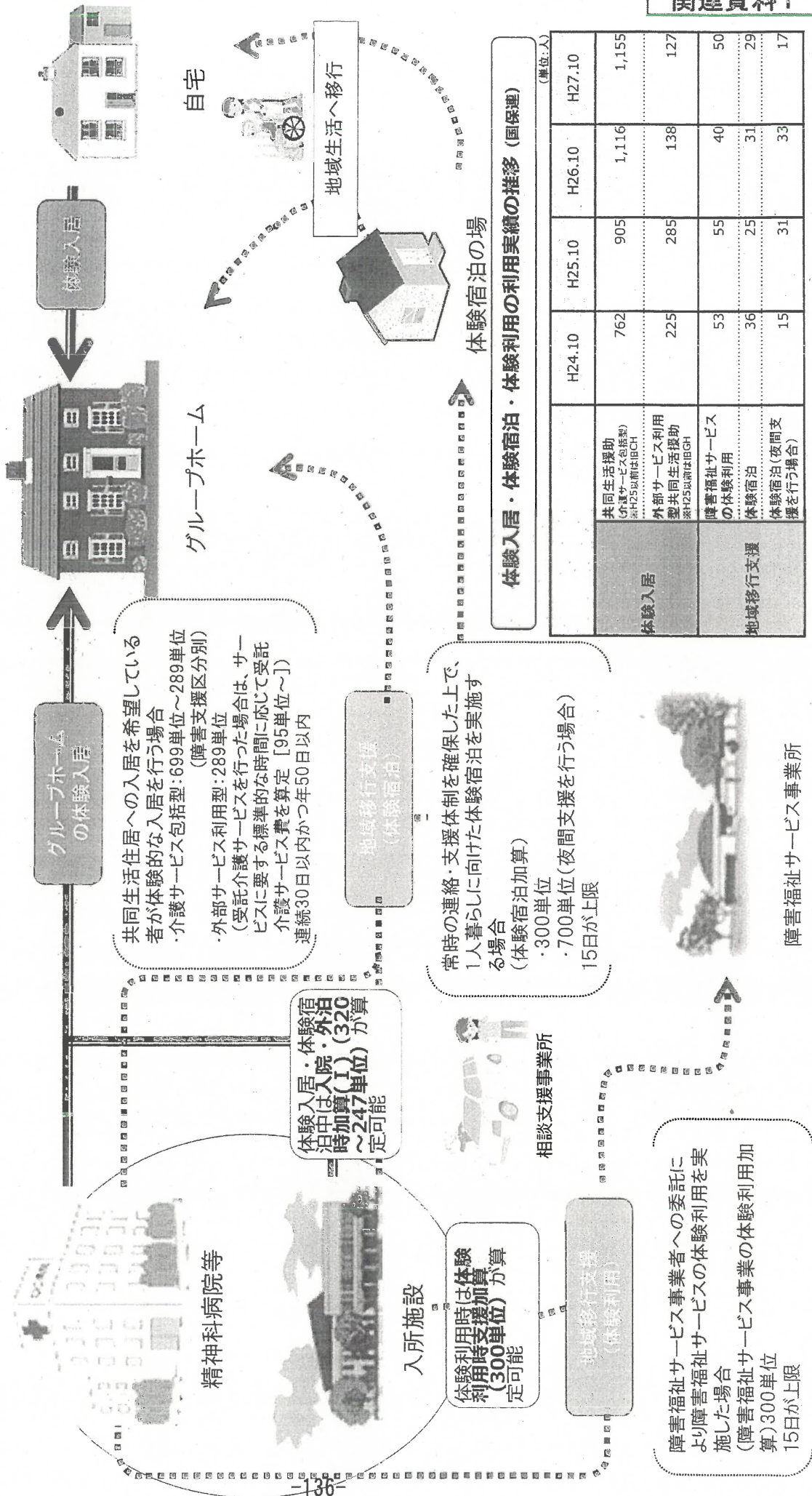
精神保健及び精神障害福祉に関する法律第 33 条の 5 の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする。

#### イ 事業内容

相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。

# 施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であることから、入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービスの体験利用を促進。また、グループホームの体験入居については、家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。



# グループホーム等における消防設備の設置義務

【(新設)平成27年4月～(既設※1)平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
<p>【入所施設(障害児・重度障害者)、グループホーム(重度)】 ※消防法施行令別表第1(6)項口関係</p> <p>①障害児施設(入所) ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。)</p>	275㎡以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設	全ての施設	全ての施設	全ての施設
<p>【上記以外(通所施設等)】 ※消防法施行令別表第1(6)項ハ関係</p> <p>①障害児施設(通所) ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム(障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。) ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)</p>	6000㎡以上 (平屋建てを除く)	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの	300㎡以上	500㎡以上	500㎡以上	500㎡以上

※1 既存のグループホーム(新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む)については、平成30年3月末までの猶予期間あり。

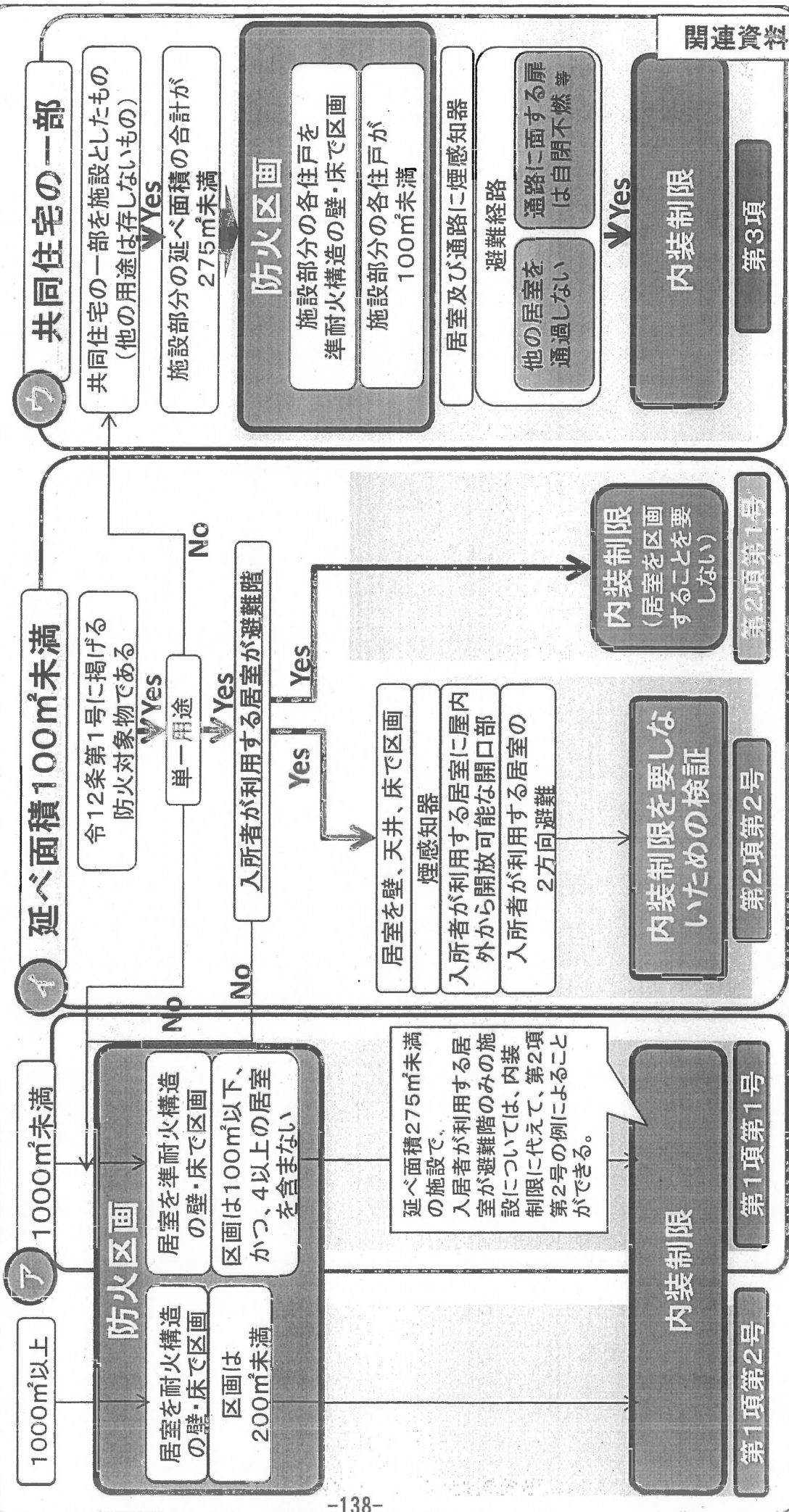
※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全面的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの

※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり(別紙)

# スプリンクラー設備の設置基準の見直し

## スプリンクラー設備の設置を要しない構造

改正消防法施行規則第12条の2



いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置

# 障害者グループホームの消防設備に対する助成制度

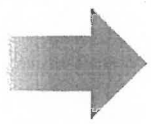
グループホームのスプリンクラー設備など消防用設備の設置費用に対しては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、建物の所有形態（自己所有、賃貸）や消防用設備の設置義務の有無にかかわらず、助成対象としている。

社会福祉施設等施設整備費補助金 平成27年度予算 26億円	
対象要件	【1施設当たり】 30万円以上～1,000万円以内が対象
対象法人	社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人 等
標準単価 (事業費ベース)	スプリンクラー
	自動火災報知設備
	消防機関への通報装置
負担割合	【1㎡当たり】 1,000㎡未満 18,600円以内 1,000㎡以上 35,200円以内  国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/4 事業者 1/4

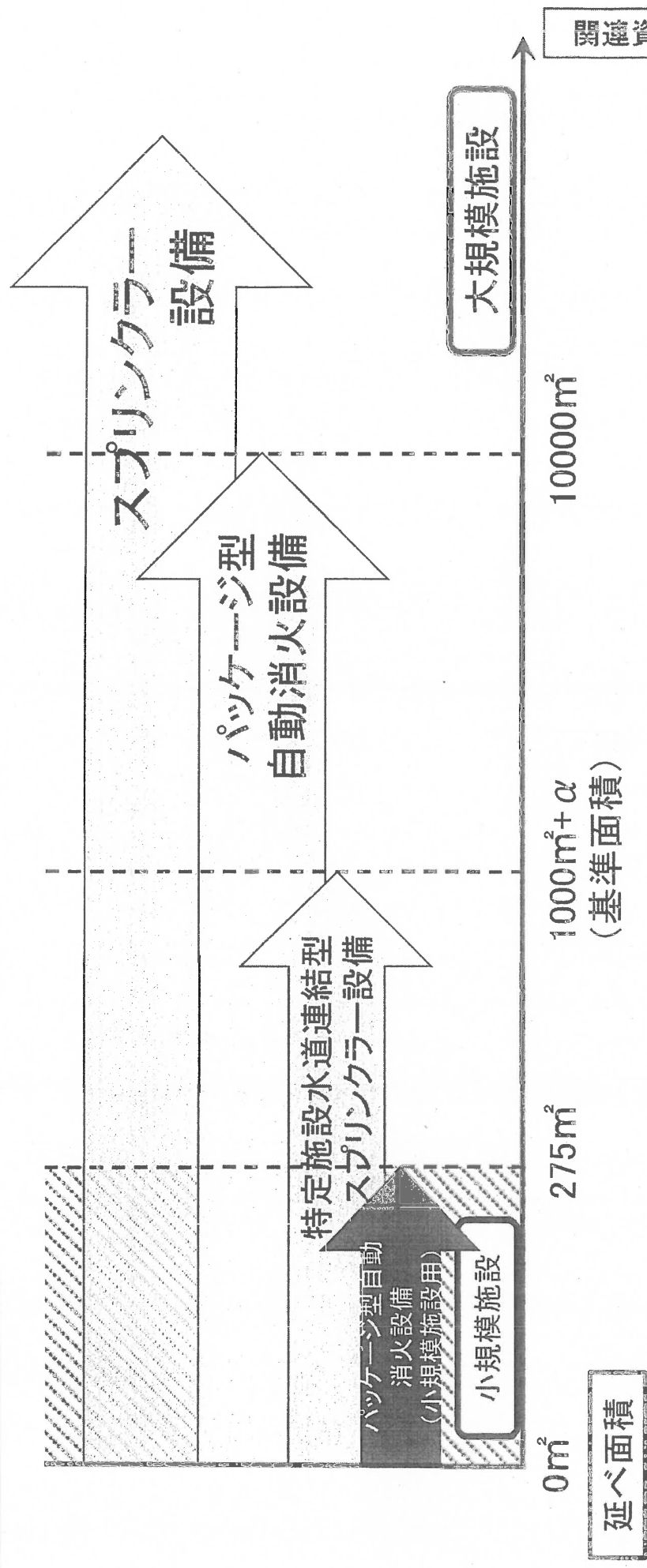
※ 創設の場合は、特段の加算を設けていない。(基本単価の中で対応)

# 自動消火設備の名称

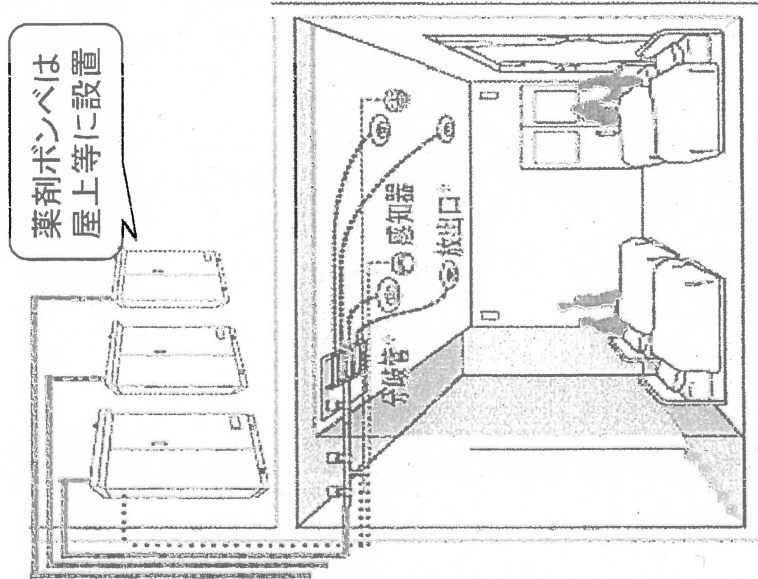
スプリンクラー設備等の自動消火設備については、面積に応じて設置できるものが規定



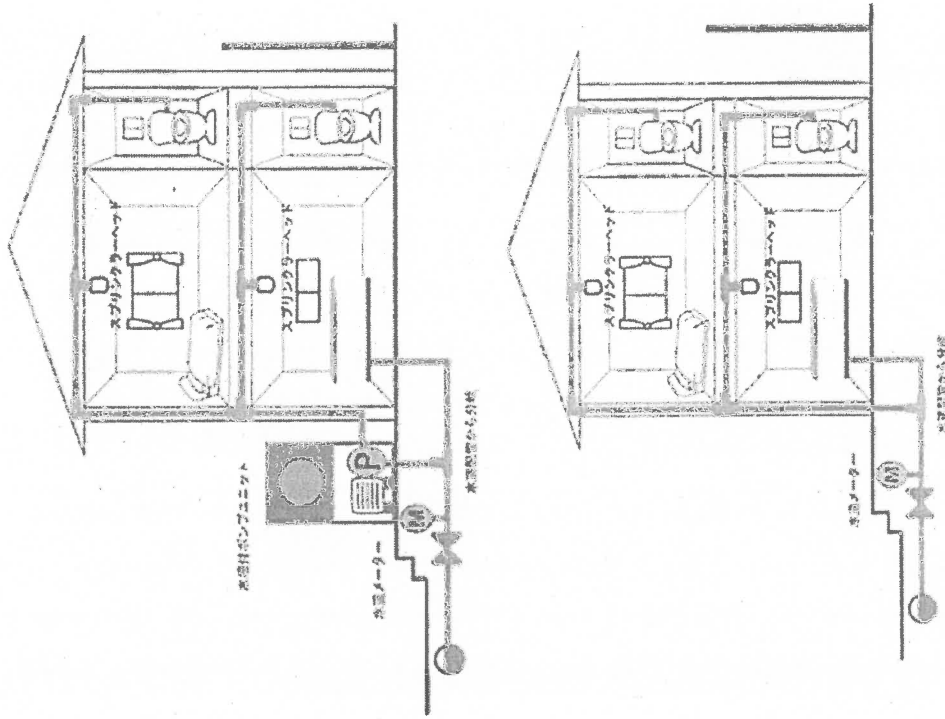
設置面積イメージ



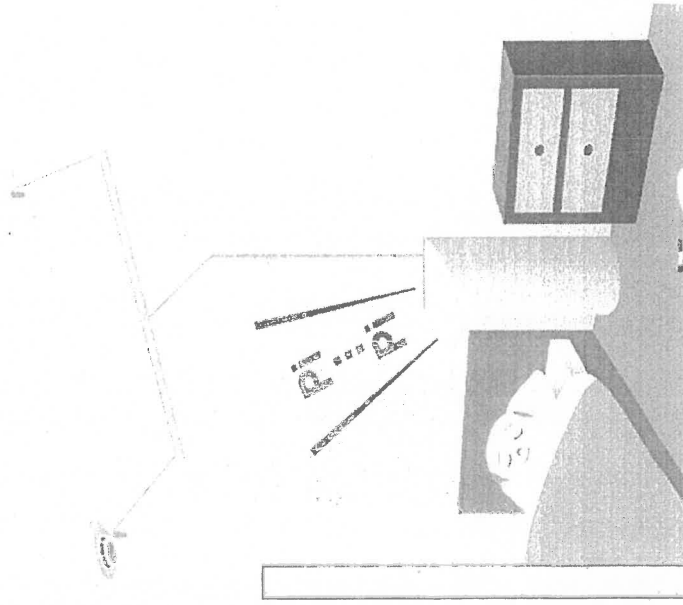
# スプリンクラー設備等の自動消火設備の種類



従来のパッケージ型自動消火設備  
(10,000㎡以下対応)



特定施設水道連結型スプリンクラー設備  
(1,000㎡未満対応)



小規模施設用のパッケージ型  
自動消火設備(275㎡未満対応)



# 寄宿舍等における間仕切壁の防火対策の合理化

## ○ 背景

※「グループホーム」や「貸しルーム」は、建築基準法令上「寄宿舍」に該当。

- ・ 平成25年2月の長崎市における認知症高齢者グループホーム火災(死者5名)を契機とし、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が消防庁に設置され、国土交通省も参加。
  - ・ そこでの議論を踏まえ、消防庁において消防法令を見直し、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設について原則全てにスプリンクラーの設置を義務付け(平成25年12月27日公布、平成27年4月1日施行)。その議論の中で「スプリンクラー設備を設けた場合には、建築基準法の防火規制を合理化すべきではないか」と指摘されたところ。
  - ・ これを受け、スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合について、防火対策の規制の合理化を実施。
- ※グループホームや貸しルームについては、住宅からの転用を容易にするため、従来より防火規制の緩和の要望があったところ。

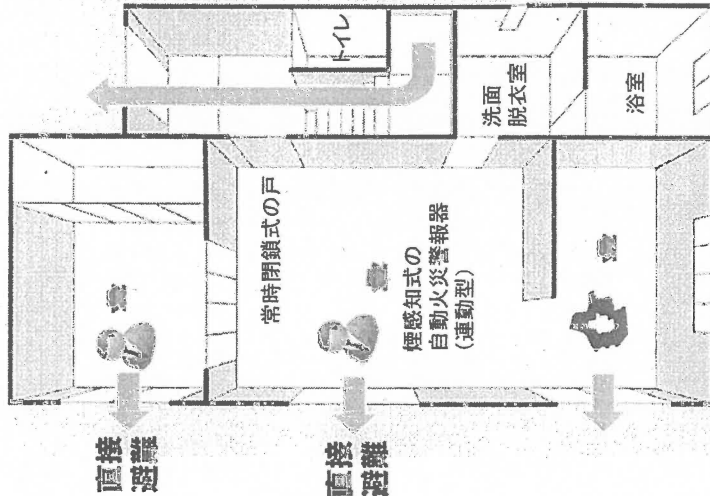
## ○ 現行と合理化の内容

建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合(スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合)に、寄宿舍等における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とする。

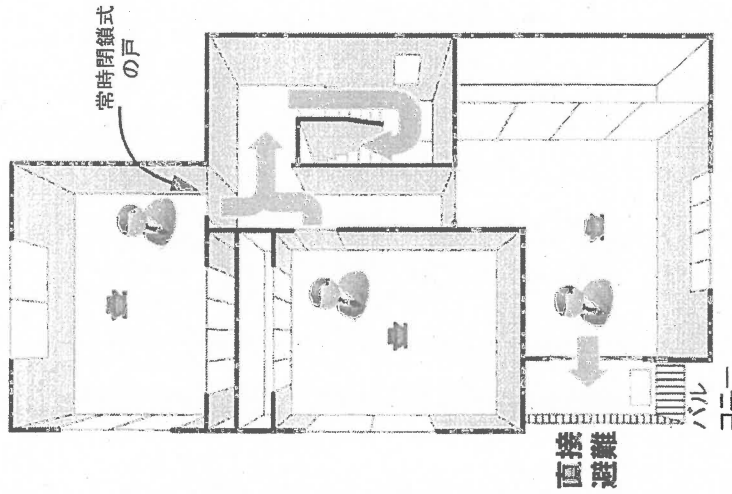
規定	現行	規制の内容 対象用途：寄宿舍、診療所など 見直し後
防火上主要な間仕切壁 (令第112条第2項、 令第114条第2項)	居室と廊下の間や一定規模毎の居室間の壁等を防火性能の高いもの(準耐火構造)とし、小屋裏又は天井裏に達せしめること	以下のいずれかの場合は、間仕切壁の防火対策を適用除外とする。 A：床面積200㎡以下の階又は床面積200㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分に、スプリンクラー設備を設けた場合 B：小規模※1で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備又は連動型住宅用防災警報器が設けられ、①又は②のいずれかに適合する場合 ①各居室から直接屋外、避難上有効なバルコニー又は100㎡以内毎の他の区画(屋外及び避難上有効なバルコニーは、幅員50cm以上の通路その他の空地に面するものに限り。以下「屋外等」という。)に避難ができるものであること ②各居室の出口から屋外等に、歩行距離8m(各居室と通路の内装不燃化の場合は16m)以内で避難でき、かつ、各居室と避難経路とが間仕切壁及び常時閉鎖式の戸(ふすま、障子等を除く。)等で区画されているものであること
A: 6月27日公布、7月1日施行 B: 8月22日公布、施行	※1 居室の床面積の合計が100㎡以下の階又は居室の床面積の合計100㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分	

一戸建ての住宅を寄宿舎に転用する場合を想定した例

1階



2階



※すべての居室から直接屋外等に避難可能な場合は、常時閉鎖式の戸は不要

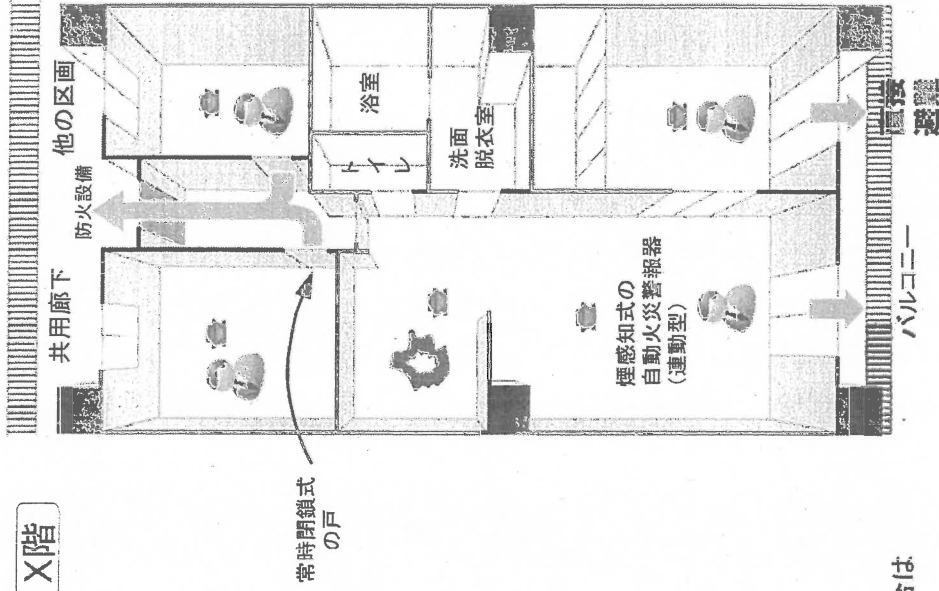
50cm以上



居室から直接屋外等に避難、又は居室の出口から歩行距離8m※以内に屋外等に避難  
※各居室及び通路の内装を不燃化した場合は16m

マンションの1住戸を寄宿舎に転用する場合を想定した例

X階



# サテライト型住居の利用者数等

「サテライト型住居」とは、グループホームの新たな支援形態として、本体住居と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所、つまり単身生活のできる民間アパート等の一室を利用し、グループホームの世話人が巡回支援することによって生活を支えるもの。(平成26年度創設)

	総数	身体	知的	精神	障害児	難病等	事業所数
サテライト	302	9	191	102	0	0	213
割合	100.0%	3.0%	63.2%	33.8%	0.0%	0.0%	—
GH全体	96,012	6,764	64,725	24,483	18	22	6,637
割合	100.0%	7.0%	67.4%	25.5%	0.0%	0.0%	—

	総数	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
サテライト	302	81	45	98	51	22	4	1
割合	100.0%	26.8%	14.9%	32.5%	16.9%	7.3%	1.3%	0.3%
GH全体	96,012	20,241	3,964	20,949	22,003	14,708	8,318	5,829
割合	100.0%	21.1%	4.1%	21.8%	22.9%	15.3%	8.7%	6.1%

	総数	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上
サテライト	302	0	11	65	83	69	51	16	7
割合	100.0%	0.0%	3.6%	21.5%	27.5%	22.8%	16.9%	5.3%	2.3%
GH全体	96,012	122	1,512	13,214	18,038	23,164	19,497	9,820	10,645
割合	100.0%	0.1%	1.6%	13.8%	18.8%	24.1%	20.3%	10.2%	11.1%

関連資料4

出典:「サテライト」は障害福祉課調べ(平成27年4月1日現在)、「GH全体」は平成27年3月国保連データ

# 宿泊型自立訓練の利用状況について

宿泊型自立訓練の利用実態を把握するため、平成27年7月1日現在の事業所情報と平成27年1月から6月までに退所した者の利用者の状況を調査。

○法人格別・対象とする主たる障害種別事業所数（事業所）

総数	精神障害	知的障害	定めなし	総数(再掲)
社会福祉法人	115	45	48	22
割合	100.0%	39.1%	41.7%	19.1%
医療法人	113	94	0	19
割合	100.0%	83.2%	0.0%	16.8%
その他	26	17	3	6
割合	100.0%	65.4%	11.5%	23.1%
合計	254	156	51	47
割合	100.0%	61.4%	20.1%	18.5%

○事業所の法人格別定員、利用者数

定員	利用者	退所者	
社会福祉法人	2,260	1,683	617
割合	2,211	1,569	577
医療法人	542	403	122
割合	5,013	3,655	1,316
その他			
割合			

※退所者数は+27.1~6.30までに退所した者数。以下同じ

○主たる障害種別退所者数

総数	精神障害	知的障害
社会福祉法人	617	214
割合	100.0%	34.7%
医療法人	577	563
割合	100.0%	97.6%
その他	122	113
割合	100.0%	92.6%
合計	1,316	890
割合	100.0%	67.6%

○入所前及び退所後の生活の場別退所者数

総数	民間賃貸住宅 や 公営住宅等 で一人暮らし		家族同居		障害者 グループホーム		障害者支援施設 精神科病院		介護保険施設		当該宿自立 訓練事業所 以外の宿泊型 自立訓練事業 所		その他					
	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合	総数	割合				
社会福祉法人	617	100.0%	32	5.2%	230	37.3%	37	6.0%	56	9.1%	147	23.8%	1	0.2%	3	0.5%	111	18.0%
割合	100.0%	39.1%	17	2.9%	58	10.1%	18	3.1%	27	4.7%	389	67.4%	0	0.0%	0	0.0%	68	11.8%
医療法人	577	100.0%	8	1.4%	27	4.7%	1	0.2%	0	0.0%	76	13.2%	0	0.0%	4	0.7%	6	1.1%
割合	100.0%	4.6%	57	9.9%	221	38.3%	56	9.7%	83	14.4%	612	106.2%	1	0.2%	7	1.2%	185	32.1%
その他	122	100.0%	43	35.2%	239	19.6%	321	263.1%	8	6.5%	46.5	38.1%	8	6.5%	1	0.8%	18	14.7%
割合	100.0%	35.2%	108	88.5%	122	100.0%	321	263.1%	8	6.5%	46.5	38.1%	8	6.5%	1	0.8%	18	14.7%
合計	1,316	100.0%	108	8.2%	467	35.5%	321	24.4%	147	11.2%	612	46.5%	16	1.2%	18	1.4%	185	14.1%
割合	100.0%	35.5%	108	8.2%	467	35.5%	321	24.4%	147	11.2%	612	46.5%	16	1.2%	18	1.4%	185	14.1%

○標準利用期間及び利用期間別退所者数

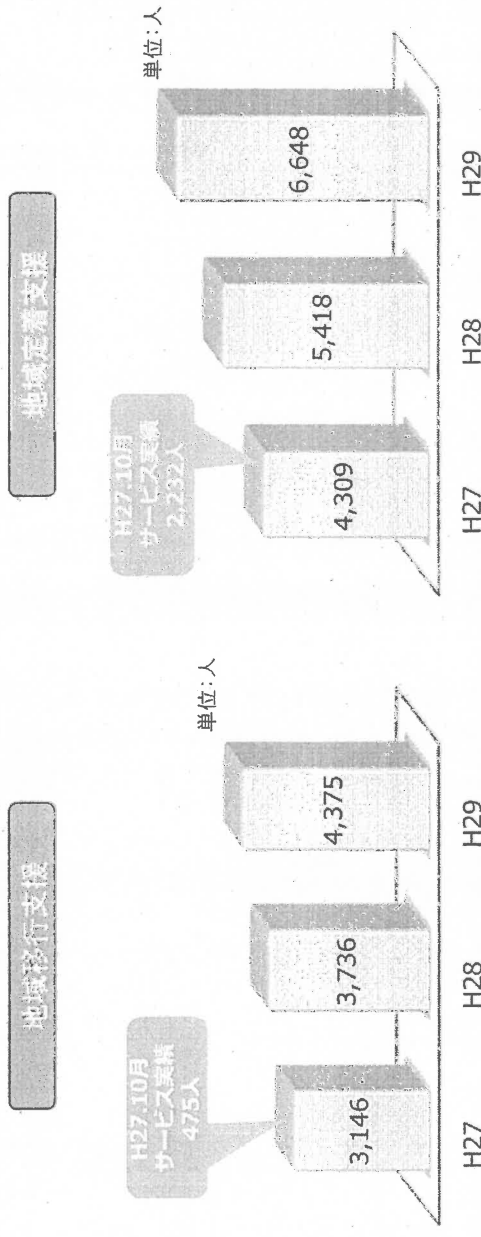
標準利用期間	入所から退所までの利用期間	
	2年以下	2年以上
社会福祉法人	617	617
割合	100.0%	100.0%
医療法人	577	577
割合	100.0%	100.0%
その他	122	122
割合	100.0%	100.0%
合計	1,316	1,316
割合	100.0%	100.0%

○これまで当該事業所を利用した回数別退所者数

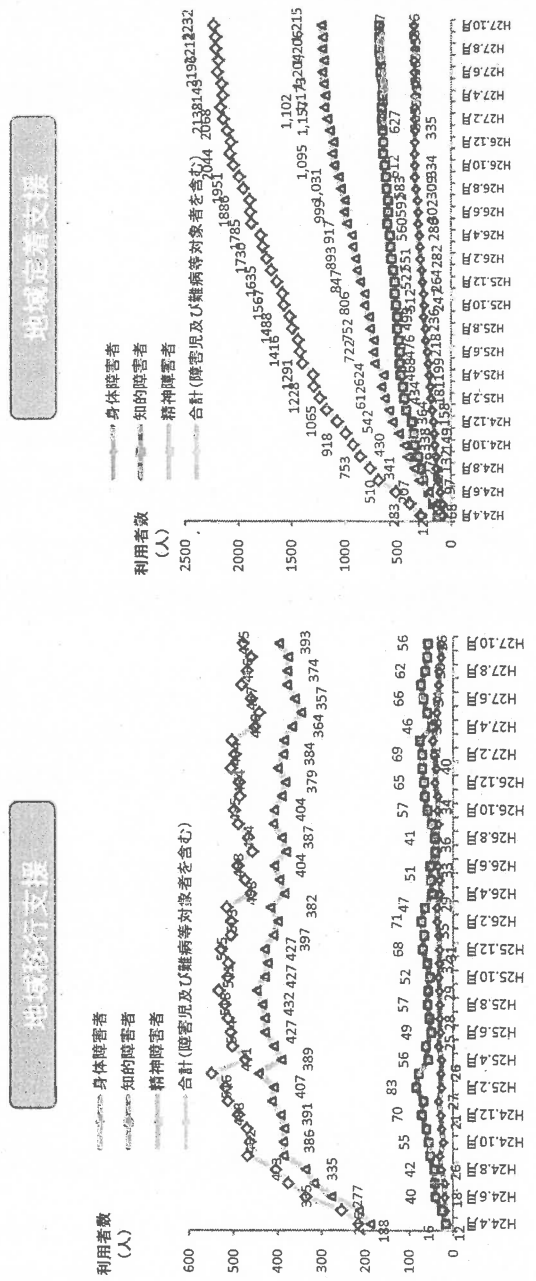
総数	回数別退所者数			
	1回	2回	3回以上	3回以上
社会福祉法人	617	597	19	1
割合	100.0%	96.8%	3.1%	0.2%
医療法人	577	533	31	13
割合	100.0%	92.4%	5.4%	2.3%
その他	122	121	1	0
割合	100.0%	99.2%	0.8%	0.0%
合計	1,316	1,251	51	14
割合	100.0%	95.1%	3.9%	1.1%

# 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

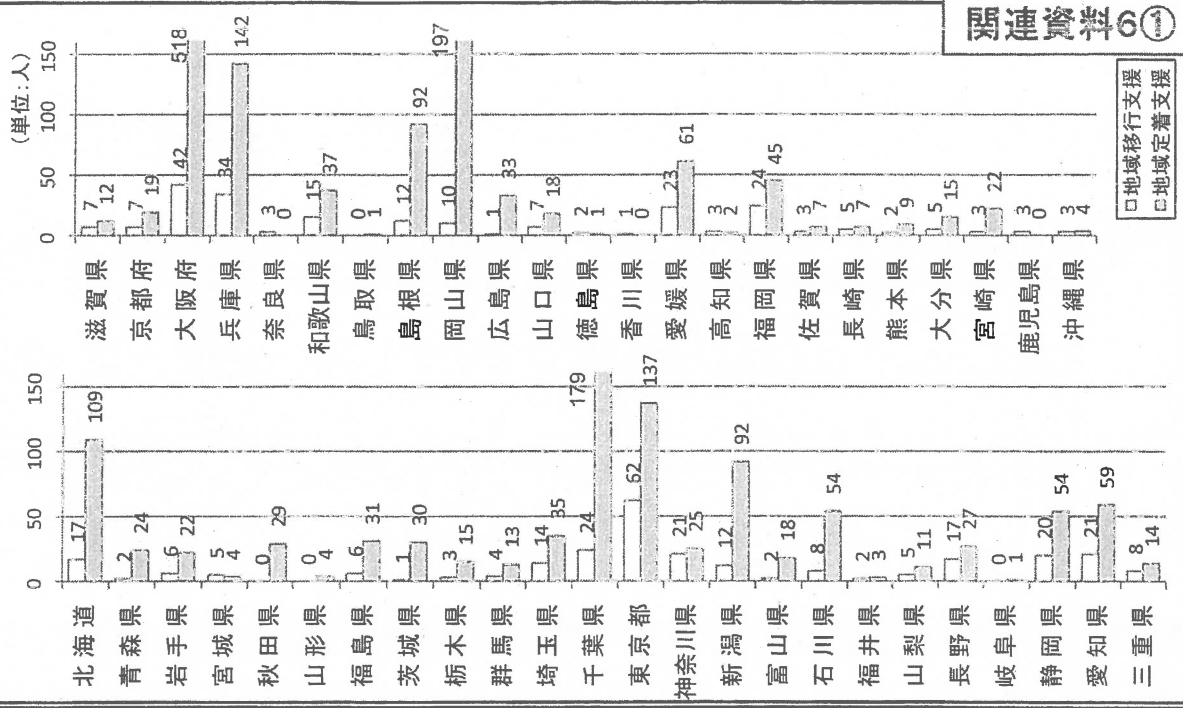
## ◆ 第4期障害福祉計画における見込量



## ◆ 障害別利用者数の推移（H24.4～H27.10）

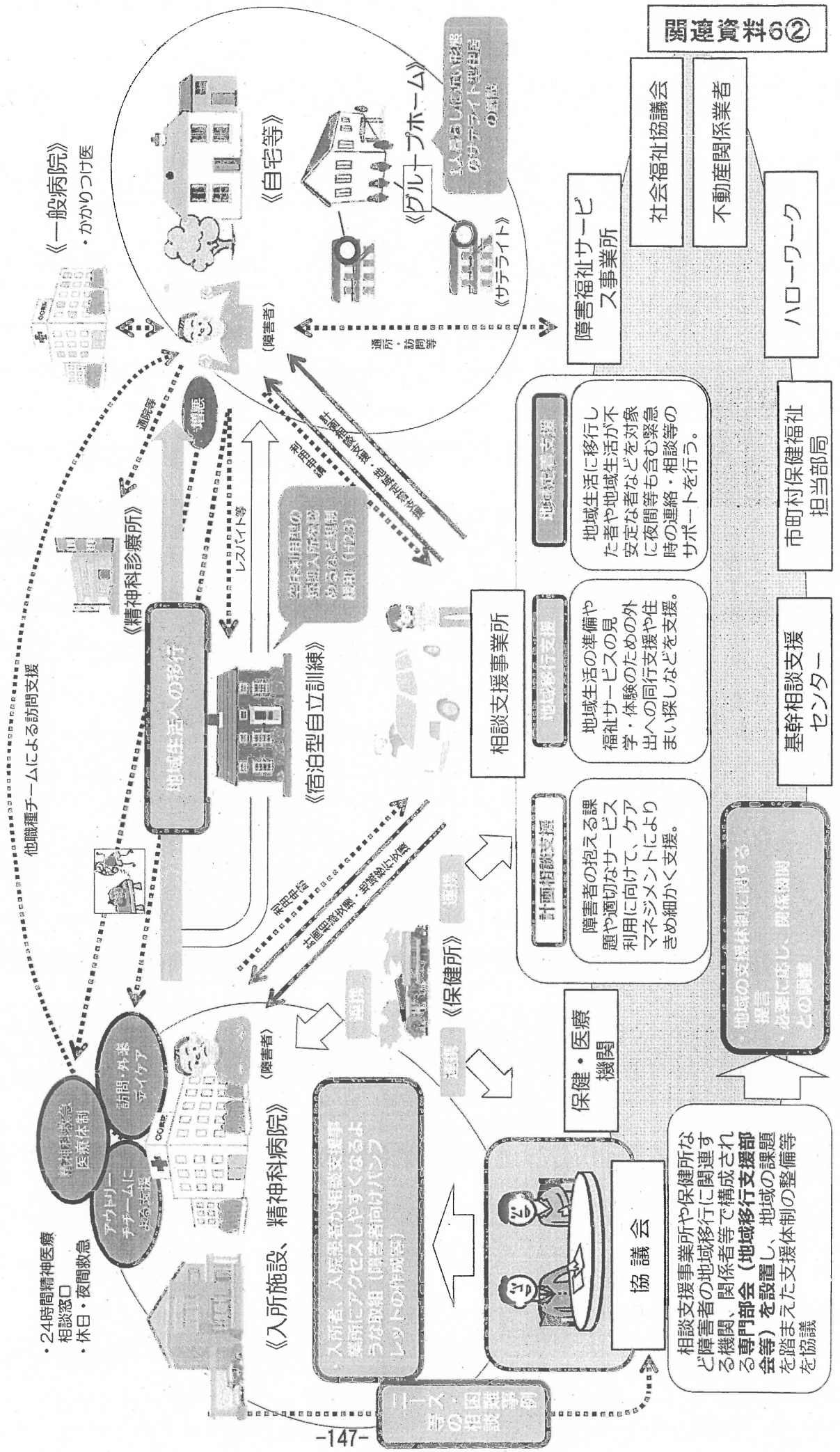


## ◆ 都道府県別利用者数（H27.10）



# 障害者の地域移行・地域生活を支える体制整備の着実な推進

地域生活



## 12 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

### (1) 障害者虐待の未然防止・早期発見について

#### ① 障害者虐待事例への対応状況等

平成 27 年 12 月 22 日に公表した、「平成 26 年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等（調査結果）」では、昨年度と比較して相談・通報件数は全体的に減少している。一方、当該施設の従事者や設置者・管理者による相談・通報件数は昨年度比で 24%増加しており、これはサービス事業者等において障害者虐待防止法への理解が深まり、通報義務が徹底されつつあるものと考えられる。

また、虐待判断件数は、養護者による虐待は 1,666 件と昨年度より 98 件減少し、障害者福祉施設従事者等によるものは 311 件で昨年度より 48 件増加している。これは各自治体の事実確認調査が行われた結果によるものであるが、特に施設従事者の通報義務が徹底されつつあり、各自治体におかれては、事実認定調査の強化に取り組まれない。加えて、障害福祉サービス事業者等に対する障害者虐待防止に向けた普及・啓発に努められたい。【関連資料 1】

なお、来年度の上記調査にあたっては、高齢者虐待に関する調査内容等を勘案し、個別事案毎に調査項目を入力する様式の導入や、個別の事案の深刻度に関する調査項目の新設などを検討しており、詳細については追ってお知らせすることとしているので、予めご承知おき願いたい。

#### ② 通報義務及び通報者に対する不利益取扱いの禁止の徹底について

本年度、虐待通報した職員に対して損害賠償請求が行われる事案が発生している。仮に、適切に通報した者に対して通報したことを理由に損害賠償請求を行うとすれば、通報義務や通報者の保護を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないものである。

都道府県においては、施設管理者等に対して通報義務及び通報者に対する不利益取扱いの禁止の徹底を図るため、適切に虐待通報を行おうとする、又は行った職員等への不利益な取扱いがなされないよう、障害者虐待防止法の趣旨について様々な機会を活用して周知を図るとともに、施設・事業所管理者等の研修受講状況について把握し、未だ研修を受講していない管理者等に対しては、研修受講の徹底を図られたい。

#### ③ 障害者虐待防止マニュアルの見直しについて

厚生労働省では、今年度中に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」及び「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」の改正を検討しているが、現在予定している主な改正事項は以下のとおりである。詳細については追ってお知らせすることとしているが、今回の改正事項を留意の上、引き続き障害者の虐待防止に努められたい。

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」の主な改正事項（案）

- 学校、保育所等、医療機関における間接的虐待防止措置の責務規定の周知徹底を追記。
- 市町村障害者虐待防止センターが行う広報・啓発において、障害者や家族等に対する障害者虐待防止法の理解のための研修を実施することや、そうした研修等において知的障害者等にわかりやすいパンフレット（平成27年度障害者総合福祉推進事業にて開発）を活用すること、女性の障害者に対する性的虐待の防止に向けた必要な情報を研修内容に取り入れることなどを追記。
- 緊急性が高いと判断できる状況に、「性的虐待等、繰り返しの被害が予測される」場合を追記。また、緊急性のある虐待を受けたとされる障害者の安全確認を現場にて目視で行うことや、複数人で対応することなどを追記。
- 可能な限り同性介助ができる体制を整えることを周知徹底し、特に性的虐待の被害に遭いやすい女性障害者に対する配慮を行うことを追記。
- 通報した職員に対して施設側が損害賠償請求を行う事案が起きていることに鑑み、適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に損害賠償請求を行うことは、通報義務を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わないことを追記。
- 調査の際の留意事項に、虚偽答弁の禁止に関する説明や、元職員からの聞き取り調査の検討に関することを追記。
- 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用について、一律に身体拘束と判断することは適当ではない旨を追記。（ただし、身体拘束に該当する場合もあるため、一律に身体拘束ではないと判断することも適当でない旨を併せて追記。）



「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の主な改正事項（案）

- 職員のメンタルヘルスのための研修に、怒りの感情への対処法（アンガーコントロール）の研修を追記。
- 利用者や家族等を対象にした研修を追記。
- 女性障害者が性的虐待に遭いやすい実態を踏まえ、可能な限り女性障害者に対する同性介助が行える体制を整えることを周知徹底する旨を追記。
- 通報した職員に対して施設側が損害賠償請求を行う事案が起きていることに鑑み、適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に損害賠償請求を行うことは、通報義務を定めた障害者虐待防止法の趣旨に沿わない旨を追記。
- 市町村・都道府県による事実確認への協力に、虚偽答弁の禁止の規定を追記。
- 座位保持装置等に付属するベルトやテーブルの使用について、一律に身体拘束と判断することは適当ではない旨を追記。（ただし、身体拘束に該当する場合もあるため、一律に身体拘束ではないと判断することも適当でない旨を併せて追記。）

**（２）障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進について**

障害者の意思決定支援は障害福祉サービスの提供において当然考慮されるものであり、また成年後見制度は障害福祉サービスの利用の観点から有用であり、いずれも重要な取組である。先般とりまとめられた社会保障審議会障害者部会報告書（平成 27 年 12 月 14 日）では、「障害福祉サービスの提供に関わる主体等が、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、必要な対応が実施できるようにするとともに、成年後見制度の適切な利用を促進するため、主に以下の取組を進めるべきである」旨の指摘がなされたところである。

- ① 意思決定支援のガイドラインを作成し、このようなガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムにも位置づけるべきである。
- ② 「親亡き後」への備えも含め、障害者の親族等を対象とし、成年後見

制度利用の理解促進（例えば、支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録の活用）や、適切な後見類型の選択につなげることを目的とした研修を実施すべきである。

こうした指摘を踏まえ、上記①については、平成 28 年度中に意思決定支援に関するガイドラインを作成し、地方自治体を通じて周知を図るとともに、平成 30 年度を目途に相談支援専門員やサービス管理責任者の研修カリキュラムの改正を行い、意思決定支援に関する事項を盛り込むこととしている。

また、上記②については、地域生活支援事業実施要綱を一部改正し、平成 28 年度から現行の「成年後見制度普及啓発事業」において、「親亡き後」等への備えも含め、成年後見制度利用の理解促進のために、障害者の親族等が支援者に伝達するために作成する本人の成長・生活に関わる情報等の記録の活用を含めた研修等についても補助対象とすることとしており、本事業の活用についても検討されたい。

各都道府県においては、上記報告書の趣旨を十分理解いただくとともに、管内市町村や事業者等に対し、意思決定支援や成年後見制度の利用促進について周知徹底を図るようお願いする。

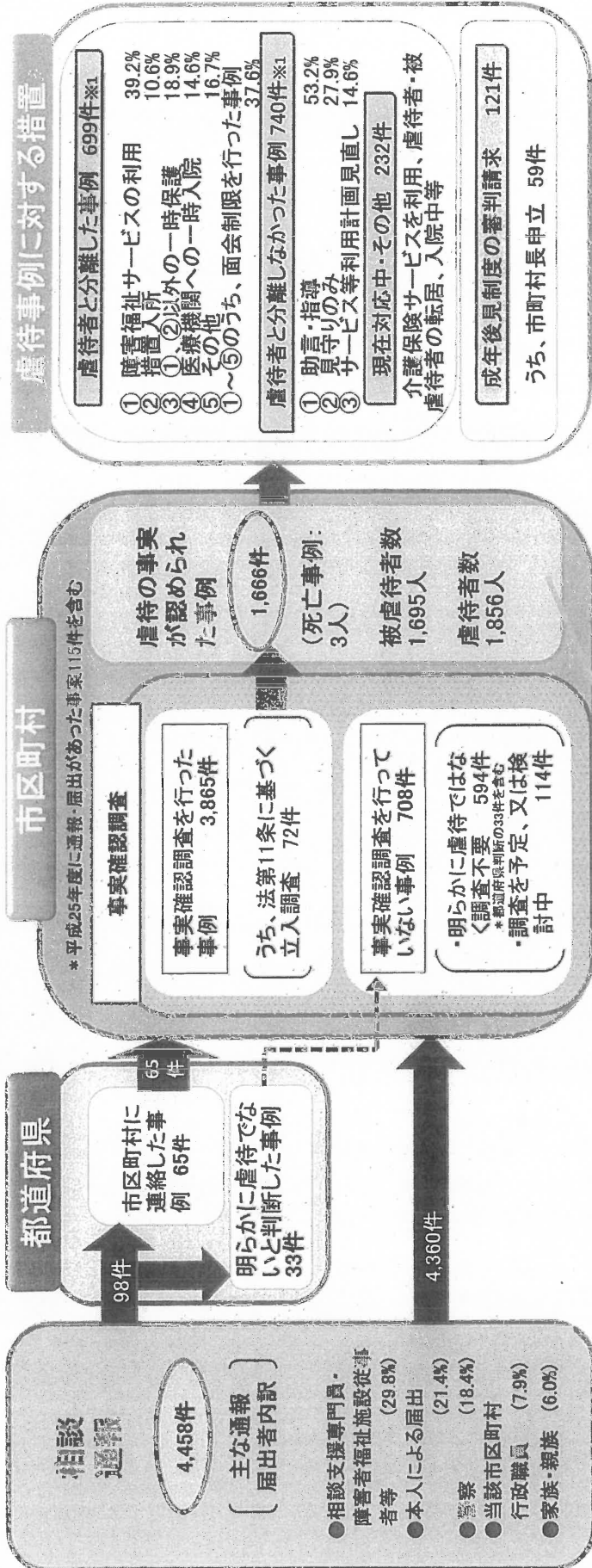
平成26年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)

○平成24年10月1日に障害者虐待防止法施行(養護者、施設等職員、施設等職員、使用者による虐待)  
 →平成26年4月1日～平成27年3月31日までの1年間における養護者、施設職員等による虐待の状況について、都道府県経由で調査を実施。

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等 による障害者虐待	使用者による障害者虐待	
			(参考)都道府県労働局の対応	
市区町村等への 相談・通報件数	4,458件 (4,635件)	1,746件 (1,860件)	664件 (628件)	虐待が 認められた 事業所数 299事業所 (253事業所)
市区町村等による 虐待判断件数	1,666件 (1,764件)	311件 (263件)	/	被虐待者数 483人 (393人)
被虐待者数	1,695人 (1,811人)	525人 (455人)		

【調査結果(全体像)】  
 ・虐待判断件数については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までに市区町村が虐待と判断した事例を集計したものである。  
 ・カッコ内については、前回調査(平成25年4月1日から平成26年3月31日)のもの。  
 ・都道府県労働局の対応については、平成27年8月27日大臣官房地方課企画室のデータを引用。

# 平成26年度 障害者虐待対応状況調査＜養護者による障害者虐待＞



## 虐待事例に対する措置

- 虐待者と分離した事例 699件※1
- ①障害福祉サービスの利用 39.2%
  - ②措置入所 10.6%
  - ③①以外の一時保護 18.9%
  - ④医療機関への一時入院 14.6%
  - ⑤その他 16.7%
  - ①～⑤のうち、面会制限を行った事例 37.6%
- 虐待者と分離しなかった事例 740件※1
- ①助言・指導 53.2%
  - ②見守りのみ 27.9%
  - ③サービス等利用計画見直し 14.6%
- 現在対応中・その他 232件
- 介護保険サービスを利用、虐待者・被害待者の転居、入院中等
- 成年後見制度の審判請求 121件
- うち、市町村長申立 59件

## 被害待者 (1,695人)

- 性別 男性 (34.1%)、女性 (65.9%)
  - 年齢 40～49歳 (22.2%)、20～29歳 (20.4%)、50～59歳 (19.1%)
  - 障害種別 (重複障害あり)
- |       |       |       |      |      |
|-------|-------|-------|------|------|
| 身体障害  | 知的障害  | 精神障害  | 発達障害 | その他  |
| 23.8% | 51.2% | 36.4% | 1.3% | 2.2% |
- 障害支援区分のある者 (51.6%)
  - 行動障害がある者 (31.1%)
  - 虐待者と同居 (82.0%)
  - 世帯構成 両親と兄弟姉妹 (11.4%)、両親 (10.7%)、配偶者・子 (9.7%)、単身 (9.5%)

## 虐待行為の類型 (複数回答)

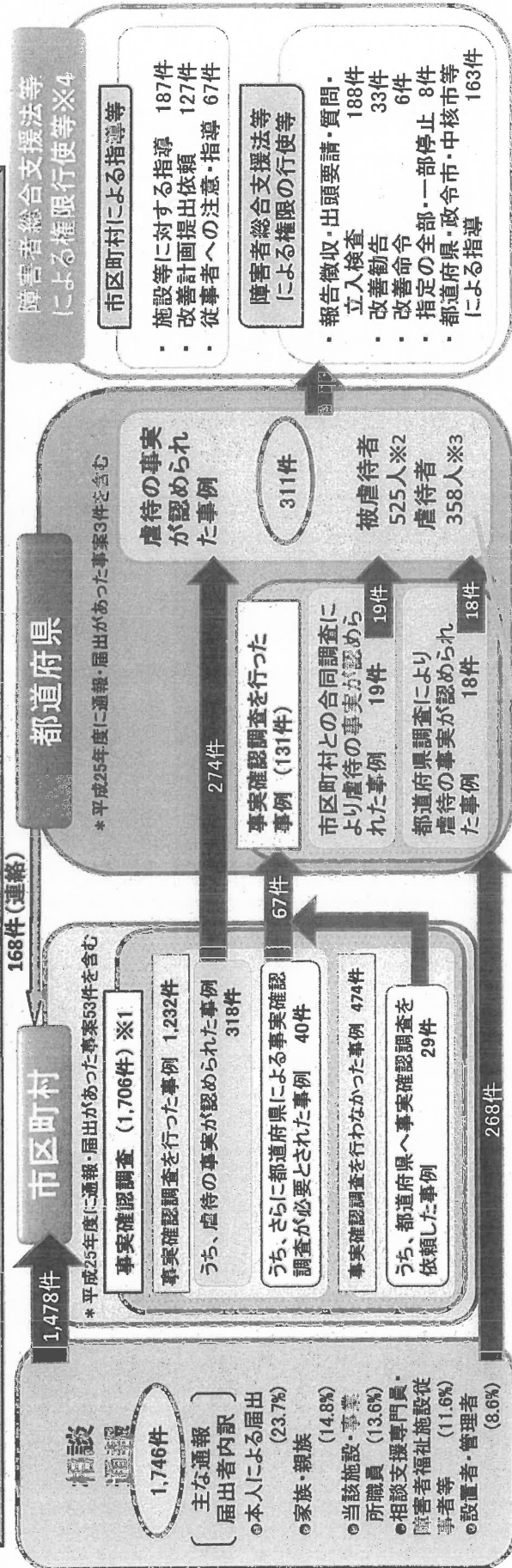
身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
64.9%	4.9%	33.0%	16.4%	22.5%

## 虐待者 (1,856人)

- 性別 男性 (63.9%)、女性 (35.9%)
- 年齢 60歳以上 (35.6%)、50～59歳 (23.0%)、40～49歳 (20.5%)
- 続柄 父 (21.3%)、母 (20.2%)、兄弟姉妹 (18.6%)

※1 虐待者との分離については、複数の被害待者について異なる対応 (分離と非分離) を行った事例が含まれるため、虐待事例に対する措置の合計件数は、虐待が認められた事例1,666件と一致しない。

# 平成26年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



## 虐待者 (358人)

- 性別 男性 (76.3%)、女性 (23.7%)
- 年齢 40～49歳 (19.8%)、50～59歳 (18.2%)
- 職種 生活支援員 (45.8%)
- その他従事者 (12.8%)
- 管理者 (10.1%)
- サービス管理責任者 (7.5%)

※1 複数の市区町村にまたがる事業があるため、事実確認の状況の合計は1,699件とは一致しない。

※2 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待者が特定できなかった等の6件を除く305件が対象。

※3 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった13件を除く298件が対象。

※4 平成26年度未までに行われた権限行使等。

## 被害者 (525人)

- 性別 男性 (61.3%)、女性 (38.7%)
- 年齢 20～29歳 (22.1%)、30～39歳 (19.4%)
- 40～49歳 (20.0%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他
21.9%	75.6%	13.5%	2.3%	0.0%

- 障害支援区分のある者 (67.4%)
- 行動障害がある者 (25.7%)

## 虐待行為の種類 (複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
57.9%	13.5%	42.4%	2.6%	8.4%

## 被害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	割合
障害者支援施設	76	24.4%
居宅介護	12	3.9%
重度訪問介護	1	0.3%
療養介護	7	2.2%
生活介護	40	12.9%
短期入所	13	4.2%
自立訓練	3	1.0%
就労移行支援	4	1.3%
就労継続支援A型	22	7.1%
就労継続支援B型	45	14.5%
共同生活援助	45	14.5%
一般相談支援事業及び特定相談支援事業	1	0.3%
移動支援事業	3	1.0%
地域活動支援センターを運営する事業	6	1.9%
福祉ホームを運営する事業	1	0.3%
児童発達支援	2	0.6%
放課後等デイサービス	30	9.6%
合計	311	100.0%

## 14 障害児支援について

### (1) 障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について

障害児支援の推進については、障害者総合支援法3年後見直しにあわせ、社会保障審議会障害者部会で議論され、平成27年12月とりまとめられた本部会の報告書を踏まえながら、今後、所要の対応を行うこととしている。

放課後等デイサービスについては、障害者部会等において、単なる居場所となっている事例や発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児だけを集めている事例など障害児本人にとって適切な支援がされていないケースがあるとの指摘があり【関連資料1】、このため、放課後等デイサービス等の障害児通所支援について、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」。以下「本件通知」という。)を发出する予定である【関連資料2】。

(参考：適切とはいえない事業所の例)

- ・テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ。
- ・送迎に時間をかけ、営業時間のほとんどを車内で過ごさせる。
- ・利益を上げるために必要以上の頻度で通わせる(支給決定日数の多い自治体を探して参入している)。
- ・重度の障害児の受入れを実質的に拒否している(支援の不十分さを伝え保護者側から断らせる等)。
- ・指導員が支援経験の無い(乏しい)バイト(非常勤職員)のみ。

本件通知の趣旨は以下のとおりであり、各自治体においては、事業所に対して法令を遵守するよう指導の徹底をお願いしたい。

放課後等デイサービスの質の確保のため、平成27年4月に「放課後等デイサービスガイドライン」(以下「ガイドライン」。)を策定・公表したところであり、各自治体においては、事業者の指定、指導監査、会議等の情報伝達の場合などのあらゆる機会を通じてガイドラインの周知を図り、事業所に活用をしていただくよう努めていただきたい。

本件通知において「指定放課後等デイサービス事業者によるガイドラインの自己評価結果の公表状況の把握に努めること」としているところであるが、今後、各自治体における事業所の公表状況について調査を行うこととしているので、各自治体においては、調査のご協力をお願いしたい。

平成28年4月1日以降分の障害児通所給付費等の通所給付決定における留意事項の趣旨は、①保育所などの一般施策も含め、障害児本人にとって最良のサービスを利用する機会が確保されるよう、適切な配慮及び環境整備を図ること、②障害児通所支援について支給決定日数の目安を示すことにより、地方自治体において障害児支援利用計画案に示された支援内容の必要性を確認する

ことや、事業所において支援内容の見直しの契機とすることを促すことである。  
(参考：自治体における確認等の例)

- ・ 保育所や放課後児童クラブ等の一般施策の利用の可能性を確認し、支給量に反映させる。(市町村の障害児支援部局と子育て支援部局で十分な連携を図る。)
- ・ 障害児支援利用計画案を作成した障害児相談事業者等に利用予定の事業所、事業所における専門職種等の人員配置や支援内容とその効果を確認し、障害児本人の発達に必要な支援かどうかを判断した上で支給決定する。(発達支援に必要なものは支給決定しない。)
- ・ 発達支援の技術が不十分な事業所に漫然と通うことがないよう、支援の質や効果が担保されると判断した場合に支給決定する(発達支援ではなく単なる預かりである場合は日中一時支援を活用する)。

なお、支給日数の目安については、例えば集中的にまとまった期間、発達支援が必要となる状況にある場合等についてまで支給量を制限する趣旨ではなく、障害児本人の発達支援に必要な支給量については確保される必要がある。

本件通知の趣旨を御理解いただき、支給決定にあたっては十分留意していただくようお願いする。

放課後等デイサービスについては、起業セミナーやフランチャイズを活用し、利益のためだけに参入している事業所が支援の質の低下を招いているとの指摘もあり、今後、支援の質の向上のために、発達支援等の子どもに関する支援の専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるなどの人員配置基準の見直しも含め、すべての事業所において適切な支援がされるよう必要な見直しを行っていく予定である。

## (2) 重症心身障害児者等の地域生活支援について

平成 24 年度より、在宅の重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る「重症心身障害児者の地域生活モデル事業」を実施し、重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について先進的な取組を行う団体等に対する助成等を行い、重症心身障害児者の地域支援の向上を図ってきたところである。

当該モデル事業の報告書については、厚生労働省ホームページにおいて公表しているので、各地方公共団体においては、在宅の重症心身障害児者の地域生活支援のために活用していただきたい。

(参考URL：重症心身障害児者の地域生活モデル事業)

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shoug\\_aishahukushi/cyousajigyuu/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shoug_aishahukushi/cyousajigyuu/index.html)

また、平成 27 年度からは、「重症心身障害児者支援体制整備モデル事業」として、重症心身障害児者への支援の強化・充実を図るため、地域の中核となる

重症心身障害児者支援センターを設置し、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携等を行い、地域全体における重層的な支援体制の構築を図る取組を進める都道府県、指定都市、児童相談所設置市に対して補助を実施しているところであるが、平成 28 年度予算案においても同様の経費を計上したところである。平成 27 年度同様、公募により 3 団体を選定の上、実施していただくこととしており、公募に関する詳細な内容については追ってお示しする。【関連資料 3】

さらに、平成 28 年度予算案において、地域生活支援事業のメニューとして、「重症心身障害児者コーディネーター等養成研修等（市町村事業）及び「医療型短期入所事業所開設支援（都道府県事業）」を新たに計上したところ。【関連資料 4】

また、医療型短期入所事業所については、地域偏在等により必要なサービス提供基盤が十分に整備されていないとの指摘【関連資料 5】があることから、平成 28 年度診療報酬改定においては医療型短期入所サービスにおける重症心身障害児の受入れを促進する観点から、在宅療養指導管理料を算定しているために、入院外等では別途算定することができない医療処置等について、医療型短期入所サービス利用中に算定できることを明確化する予定とされている。

#### 【関連資料 6】

加えて、平成 27 年度厚生労働科学研究において、重症心身障害児者等コーディネーター育成研修及び重症心身障害児者等支援者育成研修のテキスト等を作成しているところであり、4 月以降に厚生労働省のホームページにて公表する予定である。

各自治体においては、これらの事業等をご活用いただき、医療が必要な障害児者に対する短期入所サービスの提供体制の確保並びに重症心身障害児者等の地域生活支援の推進に一層努めていただきたい。

なお、重症心身障害児者コーディネーター等養成研修等については、地域の実情を勘案し複数市町村で実施することも可能であり、また、地域生活支援事業実施要綱のとおり、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することができるものであることを申し添える。

### （3）障害児入所施設の移行状況等について

18 歳以上の入所者がいる障害児入所施設における今後の移行予定の状況等については、平成 24 年から毎年 12 月 1 日時点における状況を調査し、障害保健福祉関係主管課長会議においてお示ししてきたところであるが、平成 27 年 12 月 1 日時点における状況を調査したところ、大部分の施設は方向性が決定しているが、福祉型で 28 か所、医療型で 33 か所の施設が未定となっている。また、方向性が決定している施設についても、実際に移行が完了したところは 3 割程度にとどまっている。



平成 24 年の児童福祉法の改正において、18 歳以上の障害者については、就労支援施策や自立訓練を通じ、地域移行を促進するなど、大人としてふさわしい、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとしたところである。一方、平成 23 年 10 月 31 日に行われた障害保健福祉関係主管課長会議でお示ししたとおり、施行後直ちに指定基準を満たすことが困難な場合もあるため、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができるよう経過措置を講じ、その期限を平成 30 年 3 月末とお示ししたところである。施行後 3 年が過ぎたところであるが、引き続き、移行に向けた取組の推進に努めていきたい。

なお、移行予定の状況と障害児入所施設及び障害児通所支援事業所の利用状況についての調査結果は以下のとおりとなった。【関連資料 7】

①障害児入所施設の移行予定状況等について (H27. 12. 1 現在)

・福祉型障害児入所施設 (括弧書きは移行が完了したもの)

総 数	2 6 5 か所 ( 8 2 か所)
(ア)障害児入所施設として継続	1 7 4 か所 ( 6 1 か所)
(イ)障害児支援施設に転換	1 2 か所 ( 1 か所)
(ウ)障害児及び障害者施設を併設	5 1 か所 ( 2 0 か所)
(エ)未定のもの	2 8 か所

・医療型障害児入所施設 (括弧書きは移行が完了したもの)

総 数	2 1 7 か所 ( 8 4 か所)
(ア)障害児入所施設として継続	4 5 か所 ( 3 1 か所)
(イ)障害児支援施設に転換	1 か所 ( 1 か所)
(ウ)障害児及び障害者施設を併設	1 3 8 か所 ( 8 6 か所)
(エ)未定のもの	3 3 か所

②障害児入所施設等の利用状況 (H27. 12. 1 時点)

総人数 (児者併設施設 (※) を含む)	26, 221 人
・うち、児童	8, 041 人
・うち、18 歳以上 20 歳未満の特例による障害児入所施設利用	1, 893 人
・うち、児者併設施設 (※) において障害福祉サービス (施設入所支援 + 生活介護、療養介護)	15, 516 人
・うち、その他	771 人
(内訳)	
○福祉型障害児入所施設 (児者併設施設 (※) 含む) 利用者数	8, 174 人
・うち、児童	5, 270 人
・うち、18 歳以上 20 歳未満の特例による障害児入所施設利用者	

	1,007人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	1,674人
・うち、その他	223人
○医療型障害児入所施設（児者併設施設（※）含む）利用者数	11,781人
・うち、児童	2,247人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者	670人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	8,541人
・うち、その他	323人
○指定医療機関（児者併設施設（※）含む）利用者数	6,266人
・うち、児童	524人
・うち、18歳以上20歳未満の特例による障害児入所施設利用者	216人
・うち、児者併設施設（※）において障害福祉サービス（施設入所支援＋生活介護、療養介護）	5,301人
・うち、その他	225人
※：障害児入所施設の基準を満たすことをもって、障害福祉サービスの基準を満たしているものとみなされている障害児入所施設と障害者支援施設を併設している施設	

### ③障害児通所支援事業所の利用状況（H27.12.1時点）

	か所数	利用者数
総数	12,697か所	102,055人
・福祉型児童発達支援センター	507か所	14,575人
・児童発達支援事業所	3,919か所	21,305人
・医療型児童発達支援センター	92か所	1,313人
・放課後等デイサービス	7,451か所	63,537人
・保育所等訪問支援	728か所	1,325人

### （４）就学前の障害児通所支援における多子軽減制度の拡大について

就学前の障害児通所支援における多子軽減措置については、平成26年4月から施行しているところであるが、平成28年4月以降、低所得の子育て家庭の更なる負担軽減を図る観点から、年収約360万円未満相当世帯（※）について、複数の子（子の年齢は問わないこととなる見込み）がいる世帯を多子世帯とし、多子軽減制度の対象者を拡大する方向で検討している（多子軽減の対象となる児童は現行と同様、就学前の児童に限る）。

具体的な内容等については、その内容が固まり次第速やかにお示しするが、

御了知の上、各都道府県においては、貴管内市区町村への周知をお願いしたい。【関連資料 8】

(※) 世帯における市町村民税所得割合算額が、77,101 円未満である場合（生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯を除く。）

# 障害者総合支援法施行3年後の見直しについて

～社会保障審議会 障害者部会 報告書～（平成27年12月14日）

## 9. 障害児支援について（抄）

### （1）現状・課題

（適切なサービスの確保と質の向上）

- 放課後等デイサービスについては、量的な拡大が著しく、その費用額は1,024億円（平成26年度）で対前年比5割近くの伸び、その事業所数及び利用者数は対前年比で3割近くの伸びとなり、特に営利法人が数多く参入している。

さらに、単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分ではない事業所が軽度の障害児を集めている事例があるとの指摘がある。

### （2）今後の取組

（適切なサービスの確保と質の向上）

- 障害児の放課後等の支援については、子ども・子育て支援施策である放課後児童クラブや教育施策である放課後子供教室等における受入れを引き続き推進すべきである。その際、保育所等訪問支援などを活用して、必要に応じて専門的なバックアップを行うべきである。

- 放課後等デイサービスなどの障害児通所支援については、発達支援を必要とする障害児のニーズに的確に対応するため、質の向上と支援内容の適正化を図る観点から、放課後等デイサービスガイドラインの活用を徹底するとともに、発達支援等の子どもに関する専門的な知識・経験を有する者の配置を求めるとともに、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するなど、制度面・運用面の見直しを行うべきである。

(案)

障 障 発 第 号  
平 成 年 月 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 障 害 保 健 福 祉 主 管 部 ( 局 ) 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市

厚生労働省社会・援護局  
障 害 保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課 長  
( 公 印 省 略 )

障 害 児 通 所 支 援 の 質 の 向 上 及 び 障 害 児 通 所 給 付 費 等 の  
通 所 給 付 決 定 に 係 る 留 意 事 項 に つ い て

障 害 児 通 所 支 援 事 業 の 運 営 等 に つ い て は、児 童 福 祉 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 164 号。以 下「法」とい う。) 等 に 基 づ き 行 わ れ て い る と ころ である が、近 年、特 に 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス に つ い て、単 なる 居 場 所 と な っ て い る 事 例、発 達 支 援 の 技 術 が 十 分 で は な い 事 業 所 が 軽 度 の 障 害 児 を 集 め て い る 事 例 等 が あ る と の 指 摘 が あ る。

こ の た め、今 般、障 害 児 通 所 支 援 に つ い て、発 達 支 援 を 必 要 と す る 障 害 児 の ニ ー ズ に 的 確 に 対 応 す る 観 点 か ら、下 記 の と お り 留 意 事 項 を ま と め た の で、こ れ を 参 考 と し て 障 害 児 通 所 支 援 の 質 の 向 上 及 び 支 援 内 容 の 適 正 化 に よ り 一 層 努 め ら れ た い。

ま た、各 都 道 府 県 に お か れ て は、貴 管 内 市 区 町 村、関 係 機 関 等 に 周 知 徹 底 を 図 る と と も に、そ の 運 用 に 遺 憾 の な い よ う に さ れ た い。

な お、本 通 知 は、地 方 自 治 法 ( 昭 和 22 年 法 律 第 67 号 ) 第 245 条 の 4 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 技 術 的 な 助 言 である こと を 申 し 添 え る。

記

1. 障 害 児 通 所 支 援 の 質 の 向 上 に 向 け た 留 意 事 項 に つ い て

(1) 指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 の 指 導 の 徹 底 に つ い て

指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 の 指 導 に 当 た っ て は、法 及 び 児 童 福 祉 法 に 基 づ く 指 定 通 所 支 援 の 事 業 所 等 の 人 員、設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 ( 平 成 24 年 厚 生 労 働 省 令 第 15 号。以 下「基 準 省 令」とい う。) 等 に よ り 行 わ れ て い る が、障 害 児 通 所 支 援 の よ り 一 層 の 支 援 の 質 の 向 上 を 図 る た め、指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者 の 指 定、指 導 監 査、会 議 等 の 情 報 伝 達 の 場 等、あ ら ゆ る 機 会 を 通 じ て、特 に 以 下 の 法 令 の 規 定 に つ い て 指 導 の 徹 底 を 図 ら れ た い。

① 指 定 障 害 児 事 業 者 等 は、そ の 提 供 す る 障 害 児 通 所 支 援 の 質 の 評 価 を 行 う こと そ の 他 の 措 置 を 講 ず る こと に よ り、障 害 児 通 所 支 援 の 質 の 向 上 に 努 め な け れ ば な ら ない。

( 法 第 21 条 の 5 の 17 第 2 項 )

② 指 定 児 童 発 達 支 援 事 業 者 は、正 当 な 理 由 が な く、指 定 児 童 発 達 支 援 の 提 供 を 拒 ん で は な ら ない。

( 基 準 省 令 第 14 条。第 54 条 の 5 ( 基 準 該 当 児 童 発 達 支 援 )、第 64 条 ( 指 定 医 療 型 発 達 支 援 )、第 71 条 ( 指 定 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス )、第 71 条 の 4 ( 基 準 該 当 放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス ) 及 び 第 79 条 ( 指 定 保 育 所 等 訪 問 支 援 ) の 規 定 に よ り 準 用 す る 場 合 )

を含む。)

- ③ 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。  
(基準省令第26条第3項、第54条の5、第64条、第71条、第71条の4及び第79条の規定により準用する場合を含む。)

## (2) 放課後等デイサービスガイドラインの活用の徹底等について

指定放課後等デイサービス事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化を図るため、以下により、放課後等デイサービスガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の活用の徹底等を図られたい。

- ① 指定放課後等デイサービス事業者の指定、指導監査、会議等の情報伝達の場などのあらゆる機会を通じて、指定放課後等デイサービス事業者に対し、ガイドラインの周知徹底を図ること。その際、指定放課後等デイサービス事業者がガイドライン別添の自己評価表を活用して適切に自己評価を行うこと、改善目標に沿って支援内容を改善すること、自己評価結果を公表すること等を促すように努めること。
- ② 指定放課後等デイサービス事業者によるガイドラインの自己評価結果の公表状況の把握に努めること。
- ③ 指定放課後等デイサービス事業者への指導・助言にあたっては、ガイドラインを活用すること。

## 2. 障害児通所給付費等の通所給付決定の留意事項について

市町村による障害児通所給付費等の通所給付決定については、障害児通所給付費等の通所給付決定等について（平成24年3月30日障発0330第14厚生労働省障害保健福祉部長通知）においてその取扱いを示しているところであるが、障害児本人の発達支援のためのサービス提供を徹底するため、以下のとおり平成28年4月1日以降分の障害児通所給付費等の通所給付決定における留意事項をまとめたので、適切な運用に努めていただきたい。

- ① 障害児通所支援は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行うものである。障害児通所給付費等の通所給付決定にあたっては、障害児本人の最善の利益を図り、その健全な発達のために必要な支援を適切に提供する観点から、支給の要否及び必要な支給量について適切に判断し、決定すること。

- ② 主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること。

支給量は、通所給付決定を行おうとする者の勘案事項を踏まえて、適切な一月当たりの利用必要日数を定めることとしているが、原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を上限とすること。ただし、障害児の状態等に鑑み、市町村が必要と判断した場合には、原則の日数を超えて利用することができるものとするが、その場合には支給決定前にその支援の必要性（支援の内容とそれに要する時間等）について申請者、事業所等に十分確認した上で、必要な日数を決定すること。

- ③ 障害児についても、保育所、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の一般施策を利用（併行利用を含む。）する機会が確保されるよう、例えば保育所等訪問支援の活用など、適切な配慮及び環境整備に努めること。

## 15 規制緩和（構造改革特区関係）等について

### （１）規制緩和（構造改革特区関係）について

平成 18 年 5 月より、障害者が近隣において指定自立訓練事業所が少ないなど自立訓練を利用することが困難な場合に、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、地方公共団体が、構造改革特別区域計画の認定を受けた場合には、当該区域内の介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所において障害者を受け入れる「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害者の受入事業」を実施している。

現在は、居間及び食堂並びに宿泊室の面積、職員数について指定小規模多機能型居宅介護の利用者数と障害児（者）の利用者数の合算数で「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たすこと、指定小規模多機能型居宅介護事業所が障害者関係施設から技術的支援を受けること、また、必要な研修を受けた者が個別支援計画を策定することが、地方公共団体の構造改革特別区域計画中に定められていることを条件として、小規模多機能型居宅介護を障害者が利用した際に、基準該当自立訓練（機能訓練）又は基準該当自立訓練（生活訓練）として報酬を算定している。

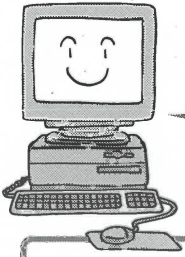
すでに、生活介護（平成 22 年度）や短期入所（平成 23 年度）など小規模多機能型居宅介護事業所における構造改革特区の同様の特例措置が全国展開されているところであるが、今般、特区で行われている上記自立訓練について調査を行った結果、大きな弊害は認められなかったことから、平成 28 年 4 月 1 日より「基準該当自立訓練（機能訓練）」及び「基準該当自立訓練（生活訓練）」として全国展開することとした。

なお、必要な通知改正等については追ってお示しする予定であるので留意願いたい。

### （２）（公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について

森永ひ素ミルク中毒被害者の円滑な施設入所等に向けた相談等については、「（公財）ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について（依頼）」（平成 19 年 1 月 22 日食安企発第 0122001 号・障障発 0122001 号）により特段の配慮をお願いしているところであるが、今般、（公財）ひかり協会より、改めて周知の依頼があったところ。については、森永ひ素ミルク中毒被害者又は（公財）ひかり協会から、円滑な施設入所等に向けた相談があった場合には、その取組が促進されるよう、特段の配慮を改めてお願いしたい。

【関連資料 1】



本日の会議をインターネットでご覧いただけます！

# 厚生労働省 障害保健福祉関係主管課長会議

平成28年3月8日(火)開催

医療福祉 **e**チャンネル **無料動画配信**

3月23日(水)より随時配信予定

<http://www.ch774.com>



※詳しくは <http://www.ch774.com>  
「厚生労働省情報」をご覧ください

※YouTube「厚生労働省チャンネル」でも4月初旬より配信予定

医療福祉eチャンネルは、医療・保健・福祉に携わる方へ向けて  
最新の専門情報を発信。自治体や医療機関・福祉施設の皆様に  
ご支持いただいております。

お申込み・お問い合わせ

 **0120-870-774**

お客さま係(9:00~17:00/土・日・祝を除く)  
E-mail: [info@iryoufukushi.com](mailto:info@iryoufukushi.com)